

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月 11 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1737号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第 6 - 1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(月額の手当の特例) 第41条 (略) 2 前項の規定の適用を受けない職員のうち次に掲げる期間がある者の当該特殊勤務手当の額は、前項に準じて日割りによって計算した額とする。 (1)～(7) (略) (8) <u>法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をした期間</u> (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) 3 (略)	(月額の手当の特例) 第41条 (略) 2 前項の規定の適用を受けない職員のうち次に掲げる期間がある者の当該特殊勤務手当の額は、前項に準じて日割りによって計算した額とする。 (1)～(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) 3 (略)

附 則

この規則は、平成26年 7 月 11日から施行する。